



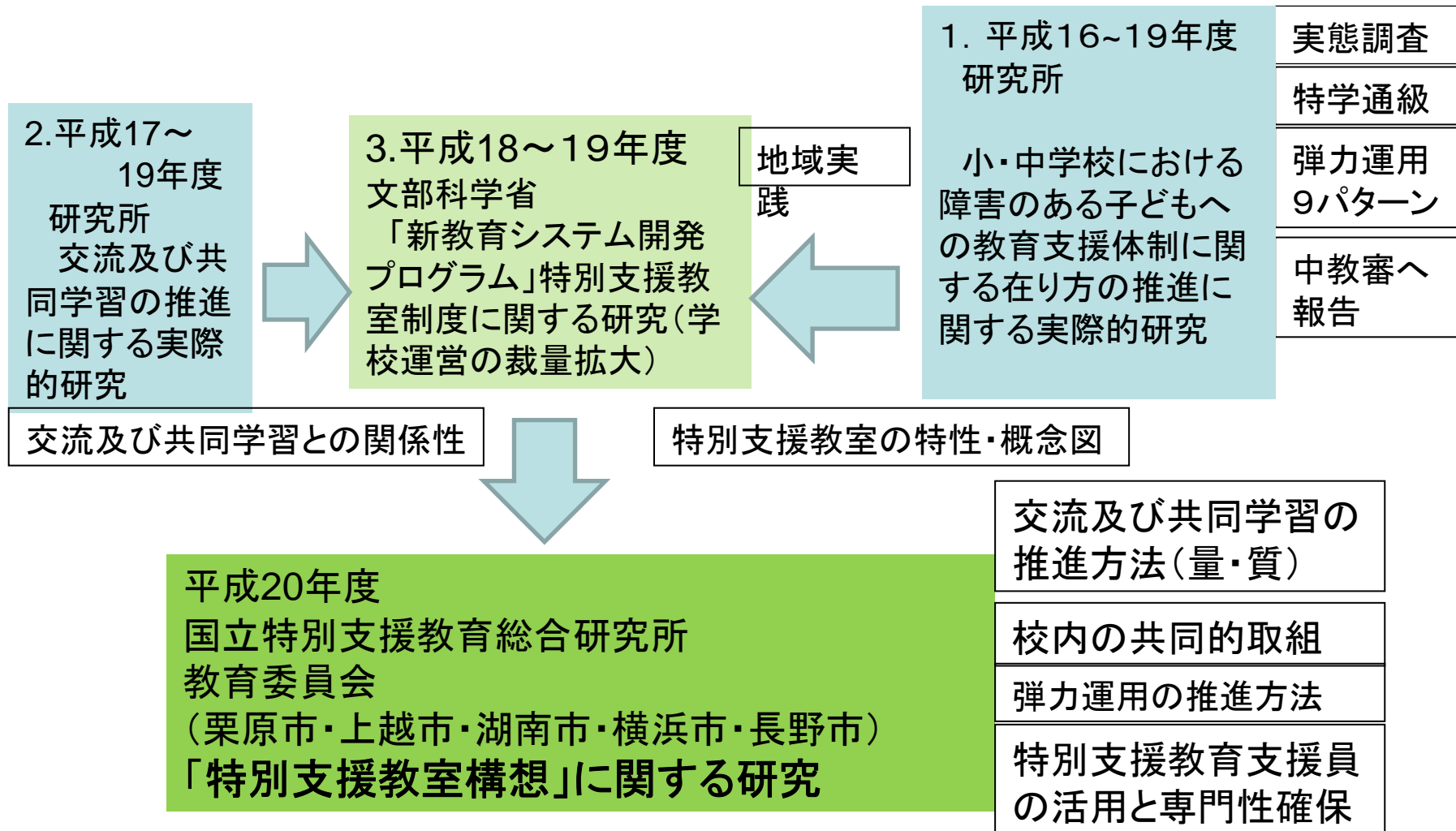
# 「特別支援教室（仮称）」に関する研究

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所  
企画部 総括研究員 藤本裕人



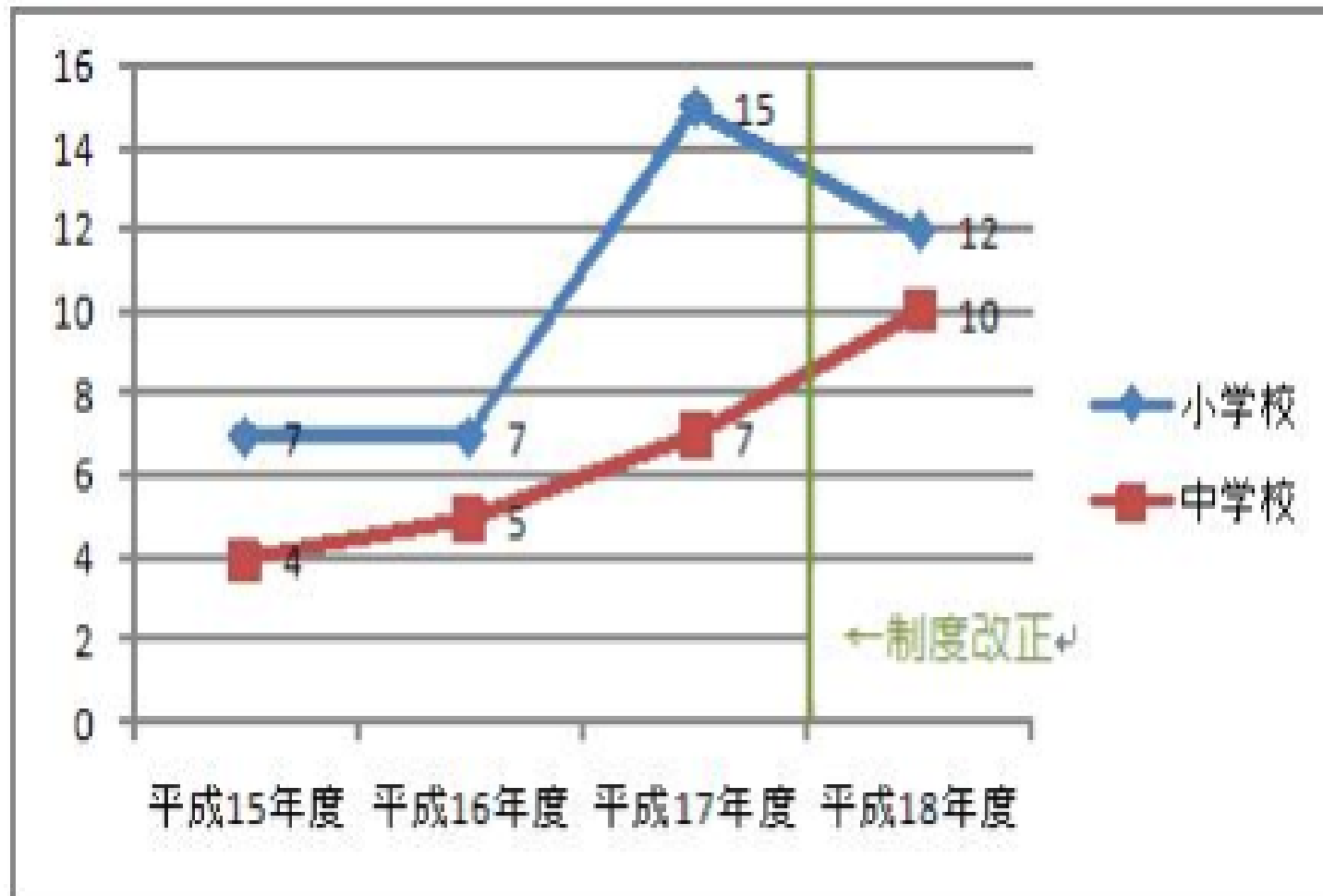
# H20年度

## 「特別支援教室構想」に関する研究に至る経緯





## 特殊学級担当教員による通級による指導の実態





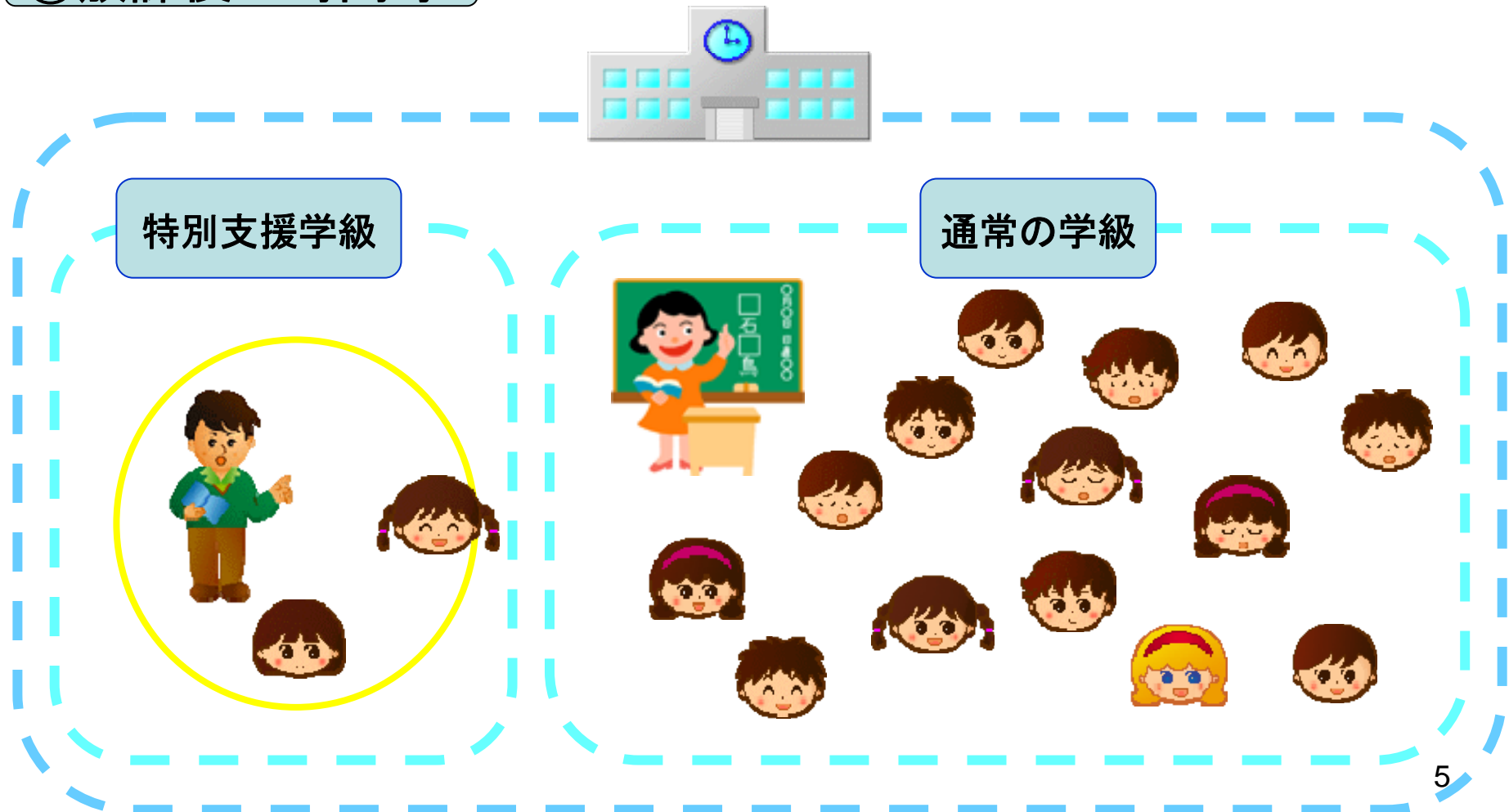
## 特別支援学級(調査時 特殊学級)担当教員の通常の学級への支援方法 \* 9パターン

- ① 特殊学級担当教員が在籍児童生徒の指導を果たした上で、放課後等の時間に個別指導を行う。
- ② 特殊学級の在籍児童生徒が交流及び共同学習に行くことで、特殊学級担当教員の週の時間割に空きが生じて個別指導を行う。
- ③ 特殊学級に他の教員が指導に来るため、特殊学級担当教員の週の時間割に空きが生じて個別指導等を行う。
- ④ 特殊学級の教員が、障害のある児童生徒に付き添って通常の学級に入り、特殊学級の児童生徒の指導等に加えてLD等の児童生徒の支援をする。
- ⑤ 特殊学級の児童生徒とLD等の児童生徒が一緒の場で、指導を受ける。
- ⑥ 特殊学級担当教員が、通常の学級に教科指導に行き、当該教室に在籍するLD等の児童生徒を視野に入れて丁寧な授業を行う。
- ⑦ 加配教員がLD等の児童生徒への個別指導を行う。
- ⑧ 加配教員が通常の学級への支援(個別の配慮を行うTT的動き)を行う。
- ⑨ 加配教員が全体の教科指導を行い、LD等の児童生徒の状態をよく知る担任が当該児童生徒の支援を行う。

\* 中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育特別委員会(第17回資料5)に報告

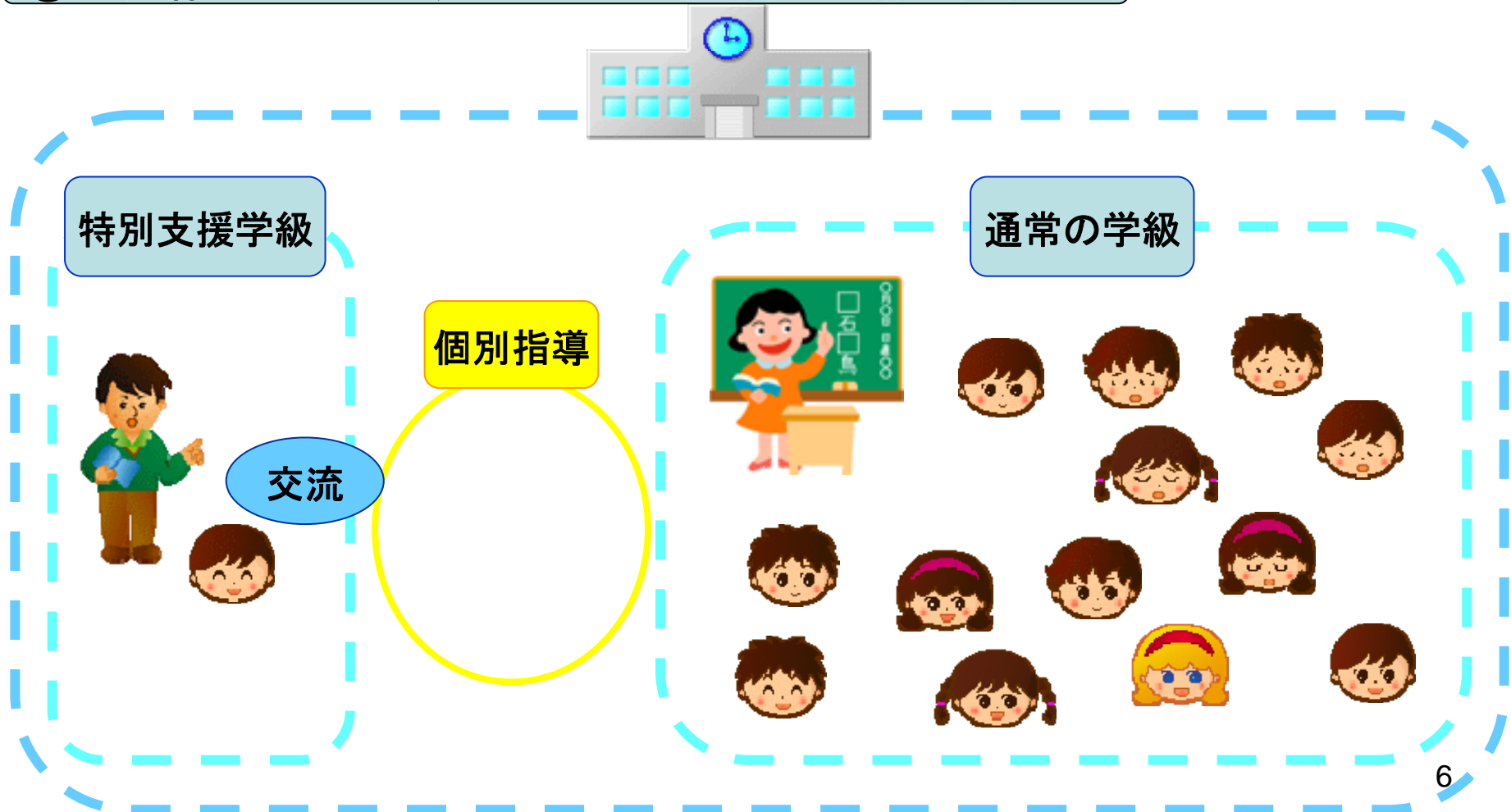
# 特別支援学級等の弾力運用(イメージ)

## ①放課後の時間等



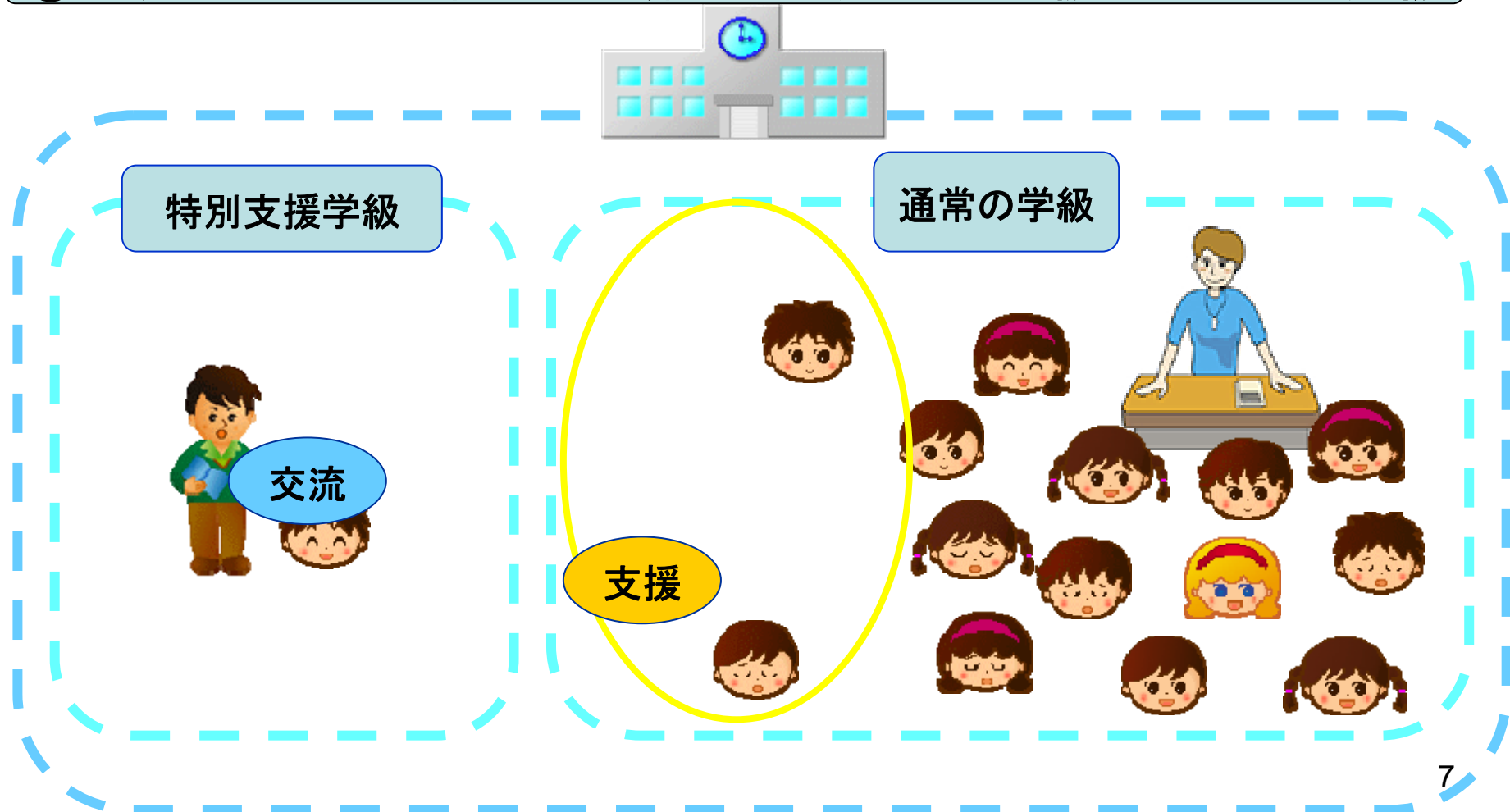
# 特別支援学級等の弾力運用(イメージ)

## ② 在籍児童の交流及び共同学習の時間を活用



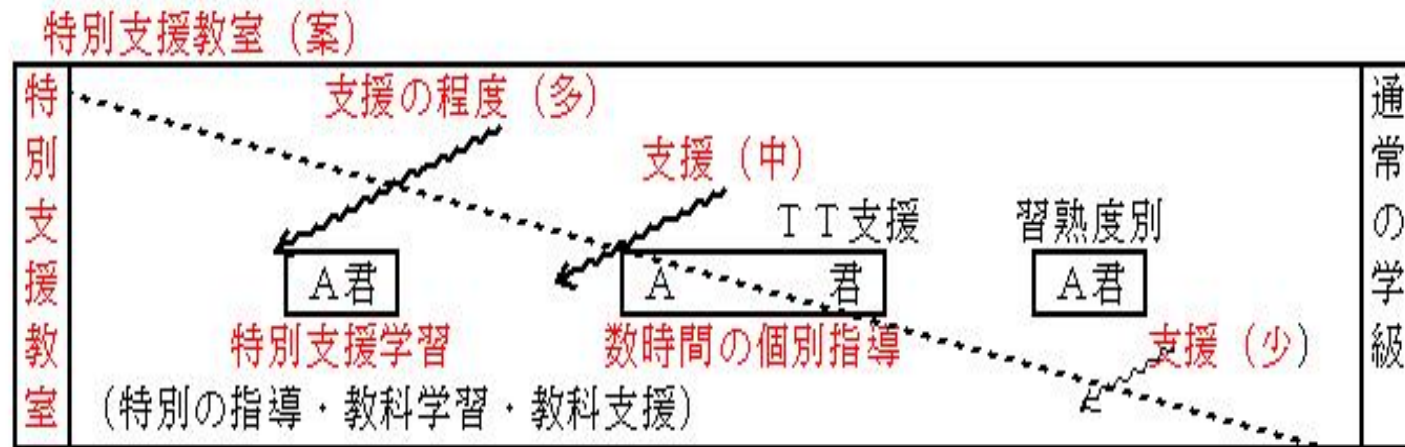
# 特別支援学級等の弾力運用(イメージ)

## ④交流及び共同学習に付き添って+通常の学級の子どもの支援



## 特別支援教室(仮称)の概念図と特性

### (1) 「特別支援教室(仮称)」のイメージ案



### (2) 「特別支援教室(仮称)」(案)の特性

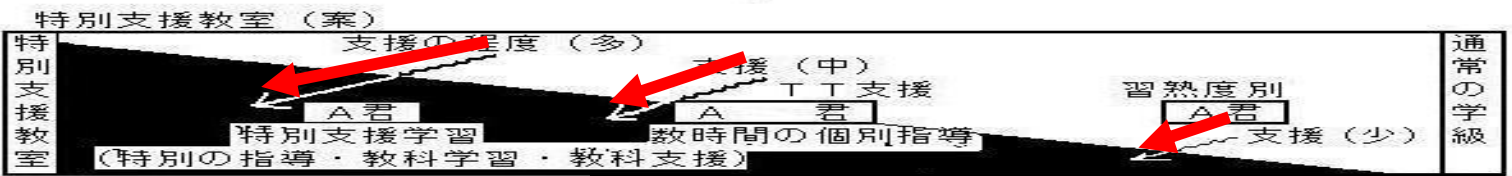
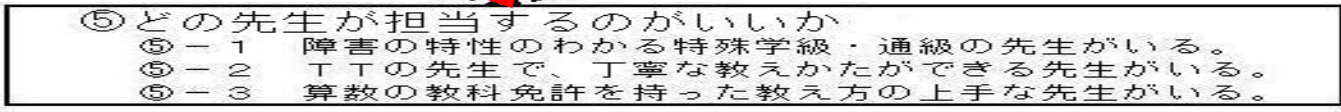
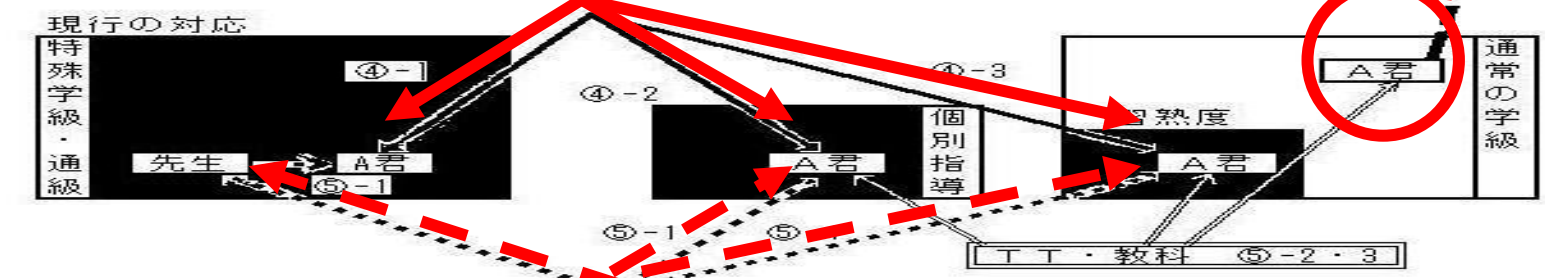
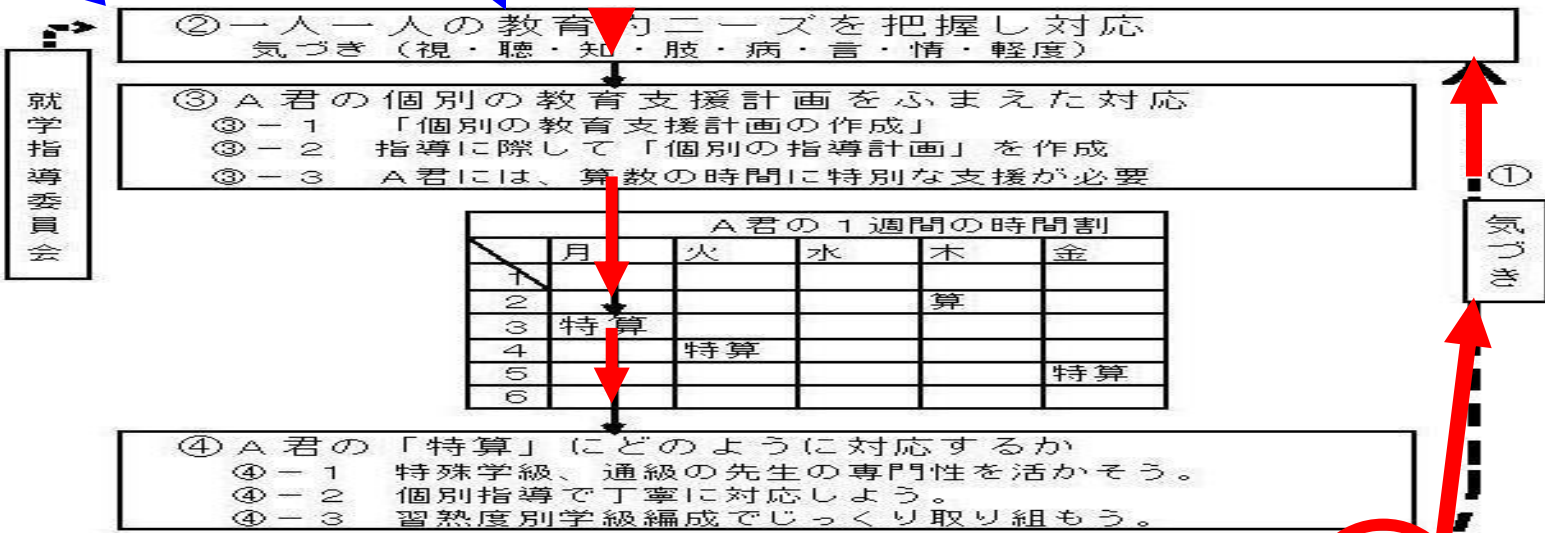
- ① 支援の程度や時間(多～少)に柔軟に対応できること
- ② 特別な指導を行う専門的な運営ができること





# 特別支援学校の専門

# アセスメント



## 小学校・中学校の特別支援教育



# 文部科学省「新教育システム開発プログラム研究」 「特別支援教室制度に関する研究」(平成18・19年度)

## 1 平成18年度の研究課題

- (1) 特殊学級に在籍する児童生徒のほかに、特殊学級担当教員が、通常の学級に在籍するLD等を含めた障害のある児童生徒の支援方法を探る。
- (2) 通級による指導の担当教員が、対象児童生徒以外のLD等を含めた障害のある児童生徒への支援方法を探る。
- (3) 校内や校区外(地域)における教師間連携・支援体制づくりや、校内における交流及び共同学習を適切かつ効果的に行う方法を探る。

(報告書アドレス : <http://www.nise.go.jp/projects/project4/H18houkoku.pdf> )



## 文部科学省「新教育システム開発プログラム研究」 「特別支援教室制度に関する研究」(平成18・19年度)

### 2 平成19年度の研究課題

- (1) 通常の学級に在籍する支援を必要とする児童生徒の支援に必要な時間数の根拠を検討する。
- (2) 効果的な「特別支援学級」「通級による指導」の弾力的運用の在り方を検討する。(支援率の向上)
- (3) 弾力運用による支援の効果の測定方法を検討する。
- (4) 特別支援教育補助員等の効果的な活用の在り方を検討する。

(報告書アドレス : [http://www.nise.go.jp/projects/project4/H18\\_19houkoku.pdf](http://www.nise.go.jp/projects/project4/H18_19houkoku.pdf) )



平成20年度

## 「特別支援教室構想」に関する研究の研究課題

- (1) 交流及び共同学習(量的・質的な向上)
- (2) 「特別支援学級」への担任以外を含めた共同的な指導の取組
- (3) 「特別支援学級」「通級による指導」の弾力的運用
- (4) 特別支援教育補助員等(支援員)の活用と専門性の確保



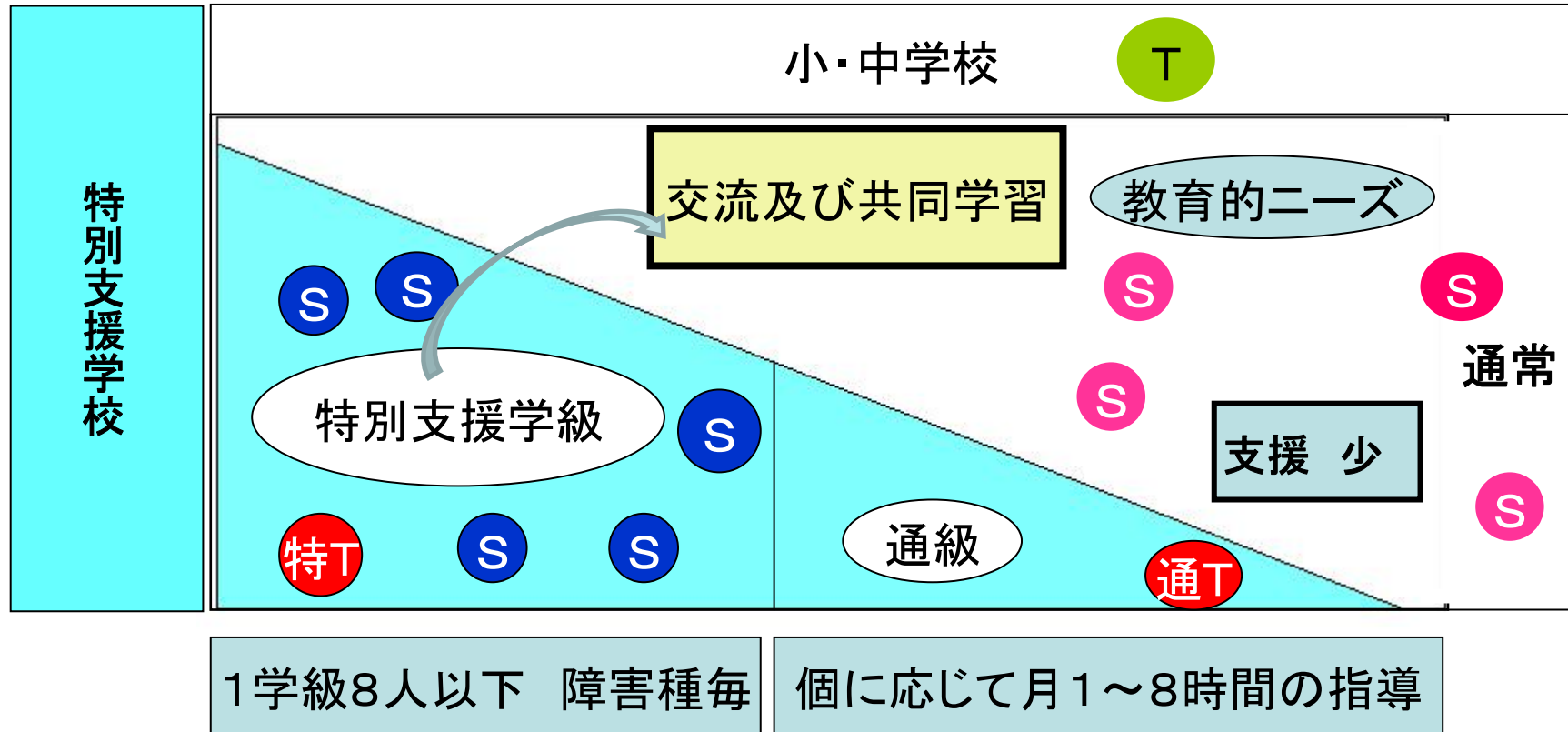
# 障害者基本法の一部改正 (教育)第14条

- 平成16年6月4日公布6月22日施行。  
国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査及び研究並びに学校施設の整備を促進しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。



# 「特別支援学級」と「通級指導教室」

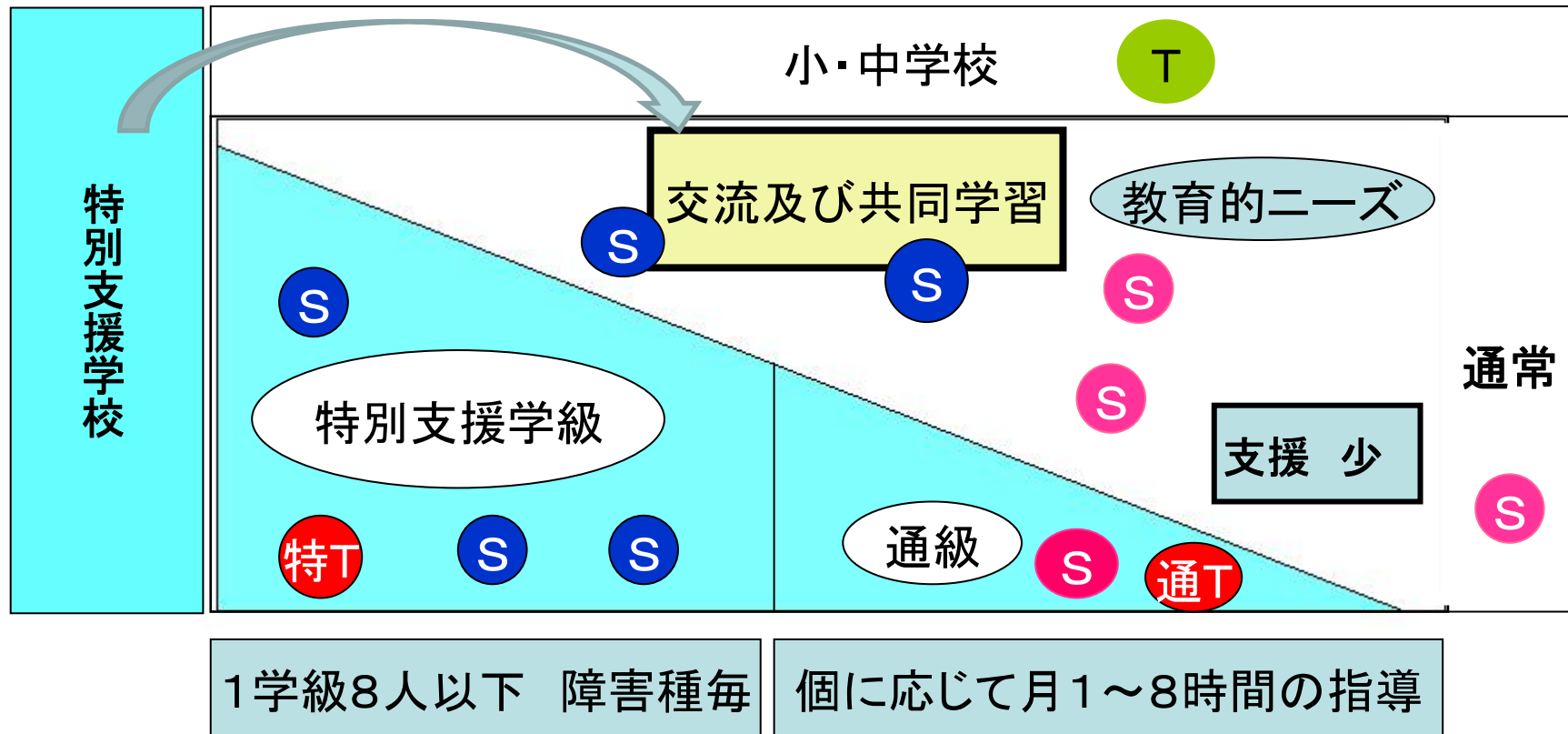
\*「交流及び共同学習」の推進に関する実際的研究(H17~19年度)



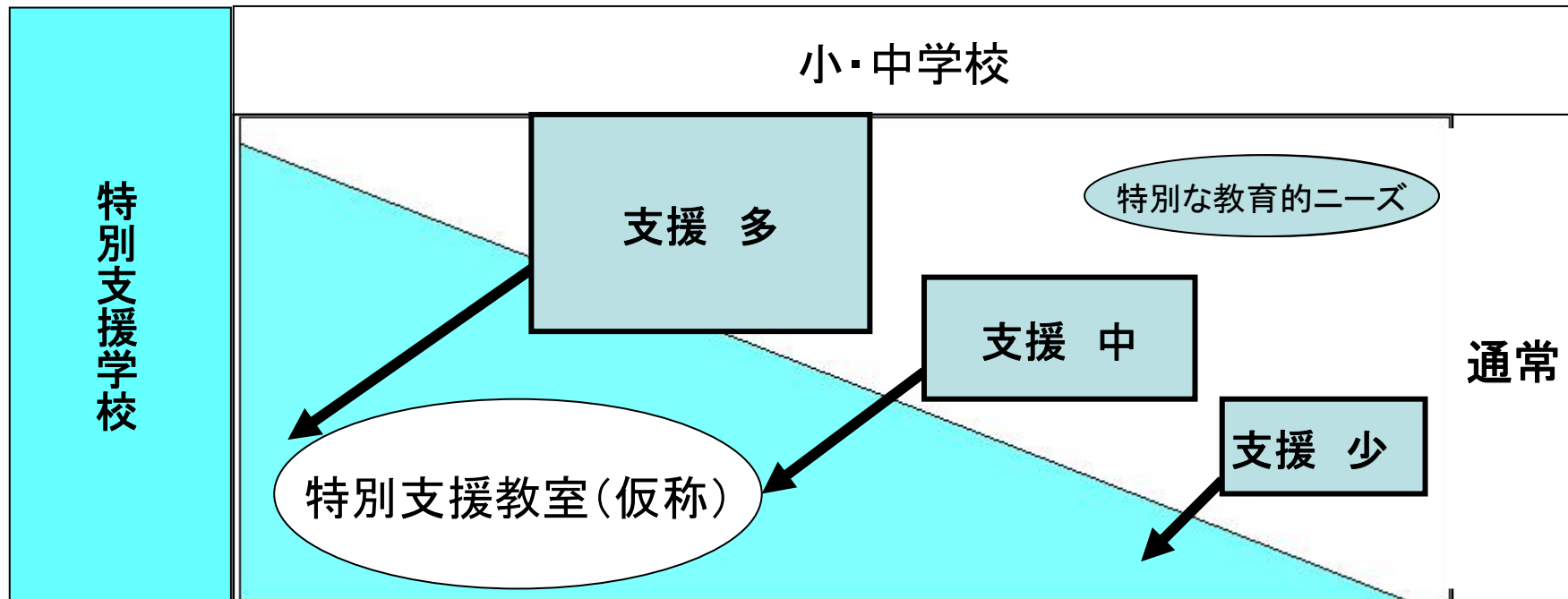


# 「特別支援学級」と「通級指導教室」

\*「交流及び共同学習」の推進に関する実際的研究(H17~19年度)



# 「特別支援教室(仮称)」



通常の学級に在籍，一人一人の特別な指導を必要に応じて



# 「特別支援学級」と「通級指導教室」

